

(案)

資料 1

4 産労農水第 号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に係る令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更することについて、同項において準用する同条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

令和 5 年 月 日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

(案)

(別紙)

知事管理漁獲可能量等への配分

特定水産資源	知事管理区分等	知事管理漁獲可能量(トン)
くろまぐろ(小型魚)	東京都くろまぐろ(小型魚) 漁船等漁業	※知事管理漁獲可能量については、農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の通知があり次第確定する。
	東京都くろまぐろ(小型魚) 定置漁業	
	留保枠	
	計	